

千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令等に定めるもののほか、市が発注する建設工事、設計業務等並びに物品の購入、製造、修繕、改造、賃借及び売払い並びに業務の委託に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が前項の指名停止を行ったときは、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体があるときは、当該共同企業体についても、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ当該指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める期間の短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
- （1） 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。
- （2） 別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第8項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第7項までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の期間の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- （1） 談合情報を得た場合、または本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4項第1号又は第6項に該当したとき。
- （2） 別表第2第4項から第8項までに該当する有資格業者について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若

しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

（３） 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4項又は第5項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（４） 本市又は他の公共団体の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6項、第7項又は第8項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市と締結した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（契約の相手方の制限）

第7条 市長は、有資格業者が別表2第1項から第8項までの措置基準に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に指名停止を受けた場合は、指名停止の期間中の当該有資格業者を当該契約の相手方としてはならない。

また、当該有資格業者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約の締結前においては、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととする。

2 前項の取扱いとは、同項に掲げる措置基準以外の措置基準に該当する場合であって、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると市長が認めるときも同様とする。

3 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

4 市長は、会計法第29条の3第4項に規定する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第8条 市長は、第2条第1項の指名停止の期間中の有資格業者が市の発注に係る工事の全部若しくは一部の下請人となり、又は受託者となることを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、第2条第1項の指名停止に至らない事由であって、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(内部協議)

第10条 市長は、建設工事請負業者格付名簿に登載している有資格業者を、第2条第1項の規定により指名停止をしようとするときは、千歳市建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程(平成3年千歳市訓令第3号)第2条の千歳市建設工事請負業者指名委員会に審議させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月18日から施行する。

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

この要綱は、平成22年7月7日から施行する。

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

この要綱は、平成30年7月11日から施行する。

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 市の発注する契約（以下「市発注契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(過失による粗雑な契約の履行等)	
2 市発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）又	当該認定をした日から1月以上12月以内

は工事成績が不良のとき。	
3 道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般契約」という。）で、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。 (契約違反)	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
4 第 2 項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 12 月以内
8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 6 月以内

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次の各号の一に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を有した役員	当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内

を含む。以下「代表役員等」という。)	
(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。)	4月以上18月以内
(3) 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。)	3月以上12月以内
2 次の各号の一に掲げる者が道内において国又は他の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	4月以上12月以内
(2) 一般役員等	3月以上9月以内
(3) 使用人	2月以上6月以内
3 次の各号の一に掲げる者が道外において国又は他の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	3月以上9月以内
(2) 一般役員等	2月以上6月以内
(3) 使用人	1月以上3月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 次に掲げる場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 市発注契約の場合	3月以上12月以内
(2) 道内又は道外における業務等の場合	2月以上9月以内
(競売入札妨害又は談合)	
5 次の各号の一に掲げる者が市発注契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	4月以上12月以内

(2) 一般役員等又は使用人	3 月以上12月以内
6 次の各号の一に掲げる者が道内において国又は他の公共団体との契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	3 月以上12月以内
(2) 一般役員等又は使用人	2 月以上12月以内
7 次の各号の一に掲げる者が道外において国又は他の公共団体との契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	3 月以上12月以内
(2) 一般役員等又は使用人	1 月以上12月以内
(建設業法違反行為)	
8 次に掲げる場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 市発注契約の場合	2 月以上 9 月以内
(2) 道内又は道外における業務等の場合	1 月以上 9 月以内
(不正又は不誠実な行為)	
9 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上12月以内
10 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上12月以内